個人	、記入例	該当するものをOで囲む		塗りつぶし部分を	ご記入ください			
#五号書式 (第二十条関係) <b>一級</b>								
2 3 現 <sup>3</sup>	印欄は、記入しないでく のある欄は、該当する			<ul> <li>数料欄</li> <li>年月日納付済</li> <li>級¥15,000-</li> <li>級¥10,000-</li> <li>造¥10,000-</li> </ul>				
ŕ	吸 建築士事務所の登 告 せん。	登録申請者氏名 <b>建児島</b>		5実に相違あり	申請書類の訂正につ 記載内容に誤りがあ 場合、従来の二重制 訂正は行わず、正し 容で作成した物を再 していただきます。	かった。までのい内		
	股社団法人 鹿児島県       スリガナ       名       所       在							
事務所 個人で			所	級建築士	<b>該当するものに</b> チェックする	]		
登録 申請者	住 所	〒890-0055 鹿児島市上荒田町29番33	ts		二級、木造建築士の は、都道府県名を記 ※一級建築士の場合 記入不要	弘		
建築士事務所を 建築士事務所を	事務所所在地 フリガナ 氏 名 一級建築士、	T       ー級       登録       番         サゴシマ ゴロウ 鹿児島 吾郎       登録を受けた都道 (二級建築士又は 木造建築士の場)	府県名	000000	「管理建築士講習 了した年月日」欄は 習会修了証の「修了 日」欄に記載されて 年月日を記入	は、講 2年月		
現及	登録年月日び登録番号	令和00年00月00日 鹿児島県知事登録 第1-22-000号	*	088G- 01234K	※誤って、修了証の 日を記入しないよ 意	う注		
新規 ※登録年月日 更新 レ 及び登録番号  該当する方にチェックを入れる		令和       年       月       日       査       未配入とする         鹿児島県知事登録       第       号       未配入とする         私は、登録申請者の意思に基づき本申請書を作成しています。       氏       名         電       話       FAX         メール		更新の場合は、現在 録年月日及び登録 を記入 ※新規登録の場合は 記入不要	番号			
1. 号 2. 管	曾理建築士講習の修 ださい。※「建築士	役員名簿は、個人の場合は提出不要です。 了欄について…誤って他の講習会のものを記 定期講習」や「建築士事務所の管理研修会」 請者本人が申請書を作成する場合も記入をお	とは異な	ります。	また、下段の登録年 及び登録番号欄は、 しい登録年月日及 録番号が記載され で、未記入にする	新らび登		

また、手続きの中で、本会から書類をお送りすることがあるので、<u>「FAX」「メール」の</u>

いずれかは必ずご記入ください。

第五号書式 (第二十条関係)

(第二面)

# 所属建築士名簿

[記入注意] 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中に**✓**を付けた うえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください

	一級建築		登録を受け た都道府県	えてください。 構造設計一級建 第4.77以前の	構造設計一級建	建築士の氏名に旧字:
フリガナ	士、二級建 築士又は木	登録番号	名(二級建築	築士又は設備設 計一級建築士で	築士証又は設備	ないように注意
氏 名	は は は は は は は は は は は は は り り り り り り り		士又は木造	ある場合にあっ	設計一級建築士	例)崎←→﨑 恵←→惠
	別		建築士の場 合)	ては、その旨	証の交付番号	高←→高 徳←→徳
カゴシマ ゴロウ 鹿児島 吾郎	一級 建築士	000000		構造設計 一級建築士	0000	構造設計一級建築士、
<sup>カゴシマ タロウ</sup> ▼ 鹿児島 太郎	二級建築士	9999	鹿児島県	_		設備設計一級建築士を お持ちの場合は免許
	建築士					の番号を記入
	建築士					二級、木造建築士の場
	 					は、都道府県名を記入 ※一級建築士の場合は
						記入不要
	建築士					ふりがなも記入
	建築士					<b>万次也去</b> 不 1 些 1
	建築士					各資格者の人数と 所属建築士全体の合
	建築士					人数を記入 ※所属建築士の合計
	建築士					数は、一級と構造一級 ど、複数資格を所持し
	建築士					いる者については、1 扱いとする
(備考)		/	一級建築士		名	名簿が2枚目に続く
有 □	計	2 名	二級建築士 <del>木造建築士</del>		名 名	ーー 合は「有」にチェック
無レ			構造設計一級建		·	入れる
 記入上の注意						※1枚のみの場合、及
·	に限らず、鹿児	島県以外の都道	直府県で二級建筑	築士又は木造建築士	上の資格を取得さ	一ジについては「無」
れた方は、	建築士免許の原	原本と写しを添 <sup>ん</sup>	付してください	0		チェックを入れる

- 2. 建築士法 23 条に規定される業務(設計、工事監理その他)に従事する建築士は全員記入 します。
- 3. 一人の建築士で1級・2級・木造、複数の資格をお持ちの場合、もっとも上の級を記入してください。
- 4. 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合、名簿の2枚目以降も、この 第二面の書式を添付してご使用いただけます。(この用紙をコピーし作成してください。)
- 5. 更新の方で、提出された所属建築士名簿の内容が、現在の登録内容と異なっていた場合、 所属建築士変更届の提出が必要になる場合があります。

第六号書式 (第二十条関係) 添付書類 (イ)

## 業務概要書

〔記入注意〕

1 最近のものから順次記入してください。

2 [例]

甲野 太郎東京都甲野ビル鉄筋コンクリート造設計及び平成31.4.1貸事務所三階建 延500 ㎡工事監理~令和2.1.10

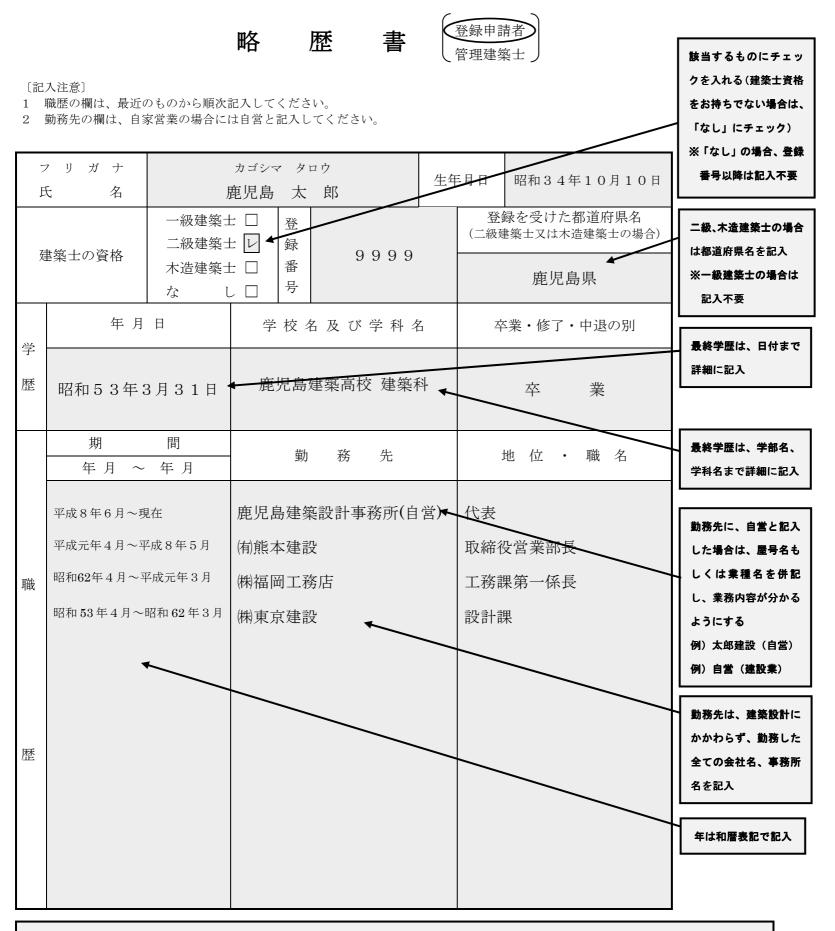
		<b>英</b> 于 3/7/71		工 4 皿 工	13/11/2. 1. 1.0
注 文 者	建築物所在地 都道府県名	建築物の名称 及 び 用 途	構造及び規模	業務内容	期間
鹿児島市	鹿児島県	小学校	鉄筋コンクリート造 4階建2,000㎡	設計 (部分改修)	R3.1.1~ R3.5.1(予定)
山田一郎	鹿児島県	山田邸 専用住宅	木造 2 階建150㎡	設計及び 工事監理	H31.4.1 ~R2.2.1
㈱カゴシマ	鹿児島県	倉庫	鉄骨造 平屋建180㎡	設計及び 工事監理	H30.8.1~ H30.10.31

業務の終了日が申請日 以降になる場合は、終了 日の後に(予定)と記入

### 記入上の注意

- 1. 新規登録の場合は記入不要です。(未記入のままご提出ください。)
- 2. 前回の登録日以降の過去5年分の業務実績について、順次記入してください。 ※業務がない場合は「該当なし」とご記入下さい。
- 3. 件数が多い場合には、1枚におさまるように、直近の主な業務を記入してください。

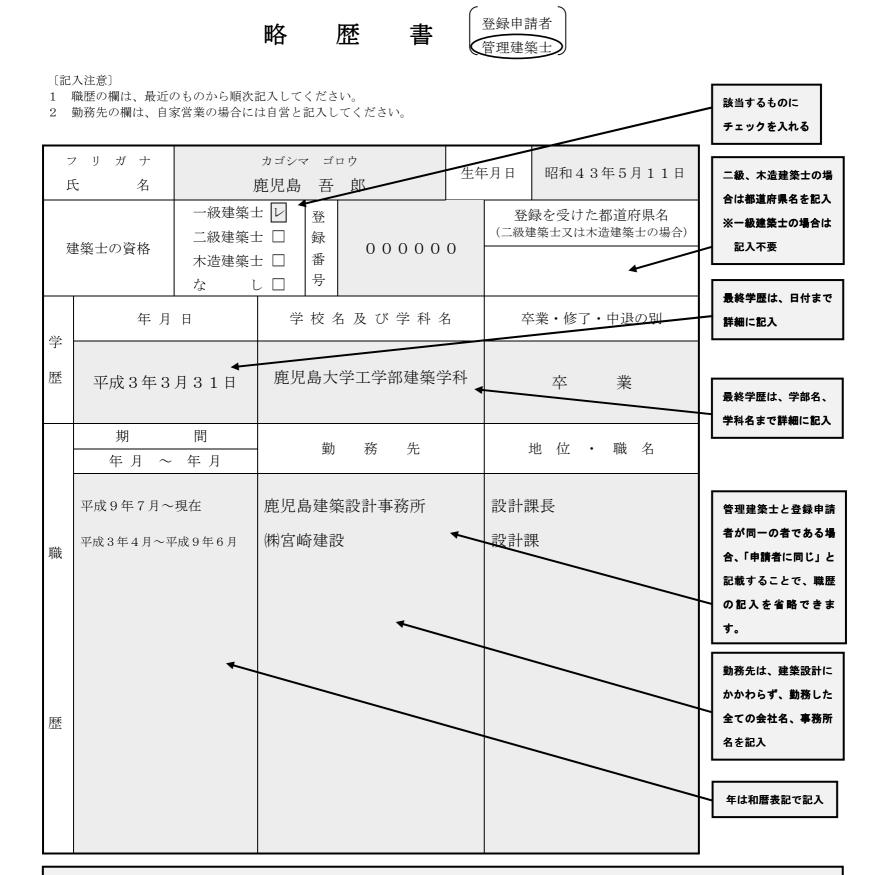
添付書類 (口)



#### 記入上の注意

- 1. 最終学歴が「中退」の場合、その直前の卒業学歴も併記してください。
- 2. 職歴は、最終学歴以降より現在まで詳細に記入し、各職歴の間に1年以上の空白期間が生じないように記入してください。※一定期間、職に就いていない期間は「無職」、「休職中」等と記入。
- 3.「地位・職名」欄に記入する役職等がない場合は「所属課名」、「担当業務名」などを記入してください。<br/>
  例)「設計」、「大工」、「現場員」など。※それらも特にない場合は「所員」、「社員」と記入してください。

添付書類 (口)



#### 記入上の注意

- 1. 登録申請者と管理建築士が同一の者である場合にも、管理建築士の略歴書の添付が必要です。
- 2. 最終学歴が「中退」の場合、その直前の卒業学歴も併記してください。
- 3. 登録申請者と管理建築士が同一の者である場合でも、「氏名」~「学歴」欄までは記入が必要です。 ※職歴欄についてのみ、「申請者に同じ」と記入することで省略できます。
- 4. 職歴は、最終学歴以降より現在まで詳細に記入し、各職歴の間に1年以上の空白期間が生じないように記入してください。※一定期間、職に就いていない期間は「無職」、「休職中」等と記入。
- 5.「地位・職名」欄に記入する役職等がない場合は「所属課名」、「担当業務名」などを記入してください。 例)「設計」、「大工」、「現場員」など。※それらも特にない場合は「所員」、「社員」と記入してください。

第六号書式(第二十条関係) 添付書類(ハ)

### 誓約 書

登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。)が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和6年4月1日

鹿児岛太郎

提出年月日を記入

一般社团法人 康児島県建築士事務所協会会長 殿

記

登録申請者の氏名又は名称

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑 の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造 建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その 取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合にお いては、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内にその法人の役員であった者でそ の取消しの日から起算して5年を経過しないもの)
- 5 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の開鎖の命令を受け、その開鎖の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年内にその法人の役員であった者でその開鎖の期間が経過しないもの)
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定 する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(9において 「暴力団員等」という。)
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び 意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者(2に該当する者を除く。)
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者 (3 に該当する者を除く。)

[記入注意] 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してくださ

#### 記入上の注意

- 1. 誓約書は自筆のほか、入力文字、座判・スタンプ等でも記載可能です。
- 2. 令和元年12月1日の「成年被後見人等の権利制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」が交付され、

建築士法施行規則の一部が改正されたことにより、誓約書書式が改正されました。

旧書式は使用できませんのでご注意ください。(以下の誓約書は旧書式になります。)

- ※鹿児島県知事宛てのもの。
- ※誓約の項目が10項目までしかないもの。
- ※誓約文の法定代理人の箇所に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」 が追加されていないもの。
- ※項目2が「成年被後見人又は被保佐人」となっているもの。

事務所所在地の付近見取図(2枚とも記載)

